公 示 日:2023年6月28日(水)

調達管理番号: 23a00347

国 名:フィリピン国

担 当 部 署: 社 会 基 盤 部 運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名:フィリピン国マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プ

ロジェクト詳細計画策定調査(ITS/交通管理)

#### 適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ITS/交通管理

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

## 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2023年8月上旬から2023年12月中旬(2)業務人月:現地 0.53、国内 0.75、合計 1.28

(3)業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 16日 10日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営 業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◆ 評価結果の通知: 2023 年 7 月 24 日(月)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定 します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

1	業務実施の基本方針	16 点
2	業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2)	業務従事者の経験能力等:	
1	類似業務の経験	40 点
2	対象国・地域での業務経験	8 点
3	語学力	16 点
4	その他学位、資格等	16 点
		(計 100 点)

類似業務経験の分野	ITS 技術及び交通管理、または ITS 技 術及び交通計画に係る各種調査	
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国	
語学の種類	英語	

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし(2) 必要予防接種:特になし

### 6. 業務の背景

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピン(以下、「当国」という。)は、2006年に約1,222億ドルであ った名目 GDP が 2019 年には約3倍の約3,768億ドルに達する(国際通貨 基金、2022年)など、急速な経済発展を遂げている。特に、16市1町で構 成されるマニラ首都圏は、人口約1,348万人(フィリピン国家統計局、2020 年)を擁し、フィリピンの政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続 けている。他方、マニラ首都圏は 619km² という比較的小さな都市域に対し 人口流入が続いており、人口の過密化と自動車登録台数が 2016 年対前年比 24.6% (日本貿易振興機構、2017 年) 増加するなど、経済成長に伴うモー タリゼーションに連動した交通需要の急伸は同地域に深刻な交通混雑を生 じさせると共に、人・モノの流れを阻害し、排気ガスによる大気汚染など環 境問題を引き起こしている。JICA 支援による「フィリピン国マニラ首都圏 の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査に係る補足調査」 (2019年3月)では、何も策を講じない場合、2035年の経済損失は1日あ たり約 9,600 万ドル、周辺州では約 1 億 500 万ドルに達するとの試算され ている。これらの問題に対し道路網・鉄道網の整備といったハード面のみな らず、交通管理を通じた交通渋滞発生箇所の交通渋滞緩和、交通取り締まり 能力強化等のソフト面からの支援が必要であり、2018年より「フィリピン 国メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト(以下、「技プロ」とい う。)」が実施され、交通渋滞発生箇所のデータベース整備やマニラ首都圏に おける総合交通管理5か年計画が策定された。

技プロでは、パイロットスタディを通じ、ITS 導入や交通信号システム等の改善が交通渋滞緩和につながることが確認され、5 か年総合交通管理計画において ITS 導入及び地域交通管制システム構築が戦略として掲げられている。しかしながら、マニラ首都圏開発庁(Metropolitan Manila Development Authority 以下、「MMDA」という。)の ITS マスタープランは 2014 年にフランスのコンサルタント会社による策定後更新されておらず、また、マスタープランに基づいて導入された機器は期待された機能を発揮できておらず、現在の交通渋滞状況に対応できていないことが確認されている。また、信号機は感応制御の機能を持つものの、手動制御、時間帯別定周期制御で稼働しており、交通状況に対応できていない。

交通管理による交通渋滞の改善のために、具体的なITS整備の指針となるマスタープラン策定能力の向上及びITSに係る運用方法や維持管理に係る能力及び実施体制の改善が不可欠である。また、交通に係るデータベース構築について、関係機関との協議が重要であるものの具体的な体制が整っておらず、持続的に交通データの更新、運用、維持・管理できる体制が必要である。

かかる状況を踏まえ、今般の ITS 技術に関する技術力・計画策定能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト」(以下、「本事業」という。)の実施が、MMDA から我が国へ要請された。

# (2) フィリピンに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、 課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対フィリピン国別開発協力方針(2018 年 4 月)の重点分野「持続的経済成長のための基盤の強化」では、大首都圏及び地方都市を中心に交通網ネットワークを始めとした質の高いインフラの整備、行政能力の向上等に対する協力を実施するとしている。また、JICA は対フィリピン国別分析ペーパー(2020 年 7 月)において、今後の JICA 支援の方向性として、首都圏の交通状況を更に改善することを掲げており、整備に時間を要する鉄道等のインフラ整備に併せて短期で効果を発揮できる交通管理の改善を通じて交通状況の改善に取り組むことは JICA の支援の方向性と合致する。

本事業は、ITS 改善による都市交通管理能力の向上により、慢性的な交通 渋滞の解消、効率的な交通管理による事故の削減を通して、生活環境の改善 に資するものであり、当国政府の政策とも合致するするとともに、持続可能 な開発目標 SDGs ゴール 9 (強靭なインフラ構築) 及び 11 (住み続けられるまちづくり) に資する。さらに、「JICA 課題別事業戦略 (グローバル・アジェンダ): 運輸交通」では、交差点改良、交通管制システム導入等を行う ほか、 道路、橋梁整備案件においても、交通安全確保の視点から設計速度 の検討や歩道の設置、各種 規制の実施等を行うものとして「道路交通安全」 の取組みを推進しており、本事業はこれらの方針・分析と合致する。

#### (3) 他の援助機関の対応

世界銀行が「National Roads Improvement and Management Program Phase II」(2016 年 12 月完了)(以下、「NRIMP-2」という。)を実施済。 2008 年より開始された NRIMP-2 では、道路・橋梁インフラのアセットマネジメントシステムの改善、道路網管理に係る組織面・財政面の改善、道路利用者の満足度の向上、道路財源使用に係る効率性・健全性の改善等が実施されてきている。加えて、世界銀行支援により Metro Manila BRT Line 1 Project (2022 年 6 月完了)が実施されており、BRT バス管理システム、バス運用支援管理システムの構築が行われている。

#### 7. 業務の内容

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業の実施に必要な情報を収集・分析するとともに、MMDA との協議や情報収集結果をふまえ、プロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス(Project Design Matrix。以下「PDM」という。)やプラン・オブ・オペレーション(Plan of Operation。以下「PO」という。)等を用いて整理し、フィリピン側関係機関と本プロジェクトに係る協議議事録(Minutes of Meetings。以下「M/M」という。)締結を行うことを目的とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

#### (1) 国内準備期間(2023年8月上旬~2023年9月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針(案)、フィリピン側関係機関に対する説明資料(案)(英文)及び質問票(案)(英文)を作成する。質問票の作成にあたっては、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化(女性職員や管理職の登用促進等)の現状を把握するための質問についても含める。なお、質問票はJICAフィリピン事務所を通じて事前配布を行う。
- ③ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ④ PDM案(和文・英文)、PO案(英文)、R/D(Record of Discussions)案(英文)、M/M案(英文)の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間 (2023年10月上旬~2023年10月中旬)

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について 説明する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ フィリピンにおける開発計画(上位計画)、道路交通管理計画、都市交通マスタープラン、ITSシステム整備計画・通信インフラ整備計画等の概要と現状の課題を把握する。

- ④ MMDAにおけるITS既設システムに関し、インベントリーの有無を確認したうえで、インベントリーが存在する場合はデータの蓄積状況(設置時期、メーカー、設置個所数、マニュアルの有無等)を確認する。
- ⑤ フィリピン側における基礎データ(人口・地形図・道路図面・道路整備状況・交通需要・航空写真・衛星写真・交通混雑状況(多発箇所・規模・原因)、交通事故件数、温室効果ガス排出状況(ベースラインデータ)、プローブデータの収集を行う。
- ⑥ これまでに実施したITSシステムの改修、各システムの連携状況を確認 するとともに、ITSシステムの導入並びに維持管理能力に係るフィリピン側関係機関における現状と課題を把握する。
- ⑦ フィリピン側の交通流管理・交通需要管理に係る実施体制(各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力、諸基準、人材育成等)を確認する。
- ⑧ 交通管理及びITSシステムの運用、保守管理に係るフィリピン側関係機 関及び民間事業者等の現状、能力を把握する。
- ⑨ ITSシステムの導入、改修、補修に係るフィリピン側関係機関の予算要求フローを整理する。併せて予算に関する意思決定機関との役割分担とその権限、意思決定プロセス等を整理する。
- ⑩ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野における具体的な支援内容を検討し、担当分野にかかるPDM案(和・英)、PO案(英文)及び M/M案(英文)のとりまとめに協力する。
- ① 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ① 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がフィリピンの「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を検討する。
- ⑤ 「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation) (https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\_j.html) を 参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス(GHG)削減量を推計 する。
- ④ 担当分野に係る資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2023年10月下旬~2023年11月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析等の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ PDM 案(和・英文)、PO 案(英文)、R/D 案(英文)、事業事前評価表案(和文)の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

#### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(電子データ)

2023年12月15日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati
on.html

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇔マニラを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に 計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

現地業務期間は2023年10月2日~10月17日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を 予定しています。

現時点でフィリピン入国時の隔離は不要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、隔離期間に応じて、10月2日から現地業務が行えるようにフライトの調整・宿舎手配をお願い致します。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) ITS/交通管理(本コンサルタント)
- エ) 評価分析(JICA が別途契約するコンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査 期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、 JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタ ントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

#### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 運輸交通グループ第一 チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - 要請書(英語)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・フィリピン国 メトロマニラ総合交通管理計画 策定プロジェクトファイナルレポート (和文要約) (URL:

https://libopac.iica.go.ip/images/report/12374823.pdf)

・本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

#### イ)提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上